

県内でヨーネ病が発生しました

牛のヨーネ病は家畜伝染病に指定され、本県では4年に1回定期的に検査を実施し、ヨーネ病の摘発と撲滅に努めています。今回、県内で6年ぶりに発生しました。

◆ヨーネ病とは

- ・ヨーネ菌の感染によって起こる牛、水牛、めん山羊、しかの法定伝染病です。
- ・主な症状は、頑固な下痢、消瘦など。妊娠や分娩などのストレスが発病の誘因とされています。
- ・感染経路は、主にほ乳期の子牛で、糞便に汚染した乳・飲水を介して感染します。
- ・発病までには長期間かかり、治療方法もワクチンもないため、感染防止の対策が重要です。



下痢便が付着した臀部、後肢及び尾部



顕著な消瘦を示し、後躯に下痢便が付着した罹患牛

<出典:増補版家畜疾病カラーアトラス>

※人獣共通感染症ではないため、人には感染しません！

牛の飼養農家の皆様へ

◆発生防止・まん延防止のために

特に次の点に留意し、飼養衛生管理基準の遵守の再徹底をお願いいたします。

◎牛を導入する際は・・・

- ・農場への侵入防止のため、清浄地域から導入しましょう
- ・導入後は、ヨーネ病検査を受け、検査結果が明らかになるまでは、導入した牛を隔離飼育しましょう

◎適切な飼養衛生管理

- ①牛舎内(特に牛床、飼槽、ウォーターカップ)は、定期的に清掃、洗浄、消毒を実施し、常に清潔にすること
- ②農場入り口への消毒薬の散布、牛舎入り口への踏み込み消毒槽の設置により、入場車両や作業靴の消毒を行うこと
- ③日頃から飼養牛の健康状態を観察し、異常がある場合は獣医師または家畜保健衛生所に連絡すること
- ④分娩牛房は清潔に保つこと
- ⑤子牛に給与する初乳は、清浄性の確認が行われている農場の牛の初乳か代用初乳を使用すること
- ⑥子牛は出来るだけ早く成牛群から離して飼うこと
- ⑦牛の糞尿及び使用した敷料は草地等への直接還元も避け、切り返し等を十分に行い、完全に熟成させること

家畜の病気に関するお問合わせは山梨県西部家畜保健衛生所まで
電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728
夜間の連絡は・・・090-5564-1018
土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018 または 090-5568-0817